

社会福祉法人一宮市社会福祉事業団役員等の報酬及び実費弁償費に関する規程

〔平成 24 年 5 月 25 日
議 案 第 9 号〕

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人一宮市社会福祉事業団（以下「法人」という。）の役員等に支給する報酬及び実費弁償費に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第 2 条 この規程において、「役員等」とは、法人の役員、評議員、評議員選任・解任委員及び理事長が必要と認めた者をいう。

(報酬及び実費弁償費)

第 3 条 監事が監査を行ったときは、報酬として 3, 0 0 0 円を支給する。

2 役員等が法人の会務に出席したときは、別表に定めるところにより、実費弁償費を支給することができる。ただし、一宮市の職員又はこれに類する職員にあっては、これを支給しない。

(重複支給の禁止)

第 4 条 常勤の法人の職員が役員等の職を兼ねるときは、前条第 2 項の実費弁償費は、これを支給しない。

(雑 則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬及び実費弁償費に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、平成 24 年 5 月 25 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 29 年 2 月 23 日議案第 23 号)

この規程は、理事会の議決のあった日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	会議（1回につき）	監査（1回につき）
理 事	2,000 円	支給しない。
監 事	2,000 円	2,000 円
評議員選任・解任委員	2,000 円	—

備考 この表の適用において、会議には研修は含まれないものとする。